

流山市市民参加条例第3回検討委員会会議録

日 時：平成22年1月12日（火）
午前9時30分から正午まで
場 所：市民活動センター 第4会議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

4人

事務局

倉田コミュニティ課長、高橋課長補佐、兼子課長補佐、

議 題

- (1) 市民参加について
- (2) その他

議事内容

（事務局・高橋）

皆様おはようございます。ただいまから流山市市民参加条例第3回検討委員会を開催いたします。

それでは、委員長よろしく願いいたします。

(委員長)

あけましておめでとうございます。今年は秋までにこの市民参加条例検討委員会で検討を行い、秋に報告をあげて事務局でそれを条例案としてすすめていくこととなります。結構、まだ暗中模索の中からいろんな提案に結びつけていくことになると思いますので、よろしくお願ひします。

まず今日、3方の傍聴人から傍聴の申し出があります。最初に決めましたように、原則公開ということになっており、許可したいと思いますがよろしいでしょうか。はい、それでは許可ということでお3方は同席されます。

本日の出席状況ですが、出席者10人中現在Aさんがまだ到着しておりませんが、欠席の申し出がありません。まもなく来ると思いますが現状は10人中9人ということです。流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございしますので会議は成立しているということを御報告いたします。

今日は議題としては市民参加について、その他ということが出ておりますけれども、本題に入る前に以前から第1回、第2回を通じて、まだ決めていないことについて話し合いをまずしたいと思ひます。

最初に議事録、お手元に前回の第2回の市民参加条例検討委員会議事録がございします。その前に年末に第1回の議事録がお手元に届いて、それで2名の方がそれに赤字を入れて事務局のほうにお返しいただいたということになると思ひます。議事録をどうするか、公開するという原則は皆さんの合意がありますが、どのような形で公開するかとあるいは公開以前にどのような過程で、議事録についてチェックするかということではまだ合意に至っておりませんので、そのことでお話をしていきたいと思ひます。このことについて何か御意見ありますか。御意見といってもまず最初に御覧いただいた議事録を公開に際して、皆さんのお名前を入れるかどうかということで、前回は全て入れるべきだというお話と入れることによって、議論に影響といひますか、そういったものが考えられるのでそれを検討したほうがいいという御意見があったように思ひますけ

れども、この件について皆さん実際の議事録を御覧になった上で御意見ございましたら。

(D 委員)

私、議事録を見まして自分自身すごく脈絡もなく発言していますが、ただしかし実際にその場の発言というものは非常に大事になってきて、皆さんの傍聴されない方も御覧になれるということからぜひ発言者の名前は入れていただきたいと思います。

といいますのは、今回の委員の構成からいったときに、公募だけじゃないのですから、結局審議会の委員コミュニティ審議会委員、NPO、自治会という、それから成人式というようにちゃんとその立場立場の方が代表されて出てらっしゃるところが、非常にありますのでそういうことからまあこの方の発言は例えば成人式の20代の若者の発言だなというの、市民のほうからはっきり見えるほうがいいかなと思ひまして、やっぱり名前は、私は発言者の名前が入るということは大事かなと思ひます。

(委員長)

はい。

(I 委員)

こういう形で喋った言葉を載せるのと、あと市民の名前の公開もいいと思うのですけれども、これと合わせて例えば中に1枚くらい今回の会合で決まったことですか、あと保留事項とか次回の課題みたいなのを、そういうのを1枚くらいまとめたものか、なにかも合わせてつけたほうが、例えばホームページで見た方はなかなかこれ読み込む方もいないと思うのでわかりやすいかなと。本当に1枚程度でいいと思うのですけれども、そういうのを、つくったほうがいいかなと、今後は、というふうに思ひます。

(委員長)

そうですね、名前の問題とそれから公開する内容の問題と両方あるわけですが、名前問題はちょっとおいといて、内容の問

題をちょっとお話ししましょうか。内容の問題につきましては、今回皆さん御覧いただいたと思いますが、結構わからないというか発言がわからないというだけではなく、実はこのテープを起こすときに聞き取れないとか、いろんな問題がありまして第1回のもは前回お話したようにそのまま発表するわけにはいかない、つまり発言者の趣旨と違っているところも多々あると思いますので、それはきちんとチェックしなければいけないのですが、一つは時間の問題ですね。前回も議論になりましたけれども、どのタイミングで出せるんだと、というようなことで既に第2回のももお手元に今日届いた訳ですけれども、1ヶ月、第1回目のもは1ヶ月以上掛かったというようなことがあります。それと同時に公開するとき今、Iさんがおっしゃったように、要約版と言いますか、要約というよりもその趣旨というか簡単にペラ1枚の土台でまとめたものを出したらどうかというような話も出ております。

もう1度事務局にちょっとお聞きしたいんですけれども、この議事録これは現在のすすめ方とそれについて今後、こういうふうに改善したいというようなお話があると聞いていますので、その件ちょっとお話いただけますか。

(事務局・高橋)

議事録については1回目の議事録作成にちょっとお時間がかかってしまったのですが、前回の議事録が会議の前には必ず御提示できるように早めに御提示したいと考えています。皆さん前回何をお話したのかしらと思うでしょうから、なるべく1週間くらい前には出していきたいと思っています。

それから発言者名ですけれども、今まで発言者名はあとでということなので、内容については、現在、市長への手紙みたいなもので、要約ではなくて全て載せてくださいという要望がきております。我々としても、要約ではなく、全部載せていきたいと考えております。

(委員長)

今事務局の作業で先ほどIさんが言っていた、要約版ペラ1枚く

らの要約を出すということは、事務局サイドとしてはこの議事録が出来上がる前にそういう作業することは可能ですか。

(事務局・高橋)

議事録と同時でいかがでしょうか。というのは、議事録は業者さんをお願いをして、3週間後くらいに届きます。ですから3週間後にそれを見て要約という形をとりたいと思います。

(E 委員)

ひとついいですか。私は要約版だけでいいのではないかと思います。それはなぜかというと、このおのおの発言したものを、前回みたいなのを、もしも作りたいというのであれば、つくっていただいて結構ですけれど。私は一番大事なのは誰がどういう発言をしたかということではなくて、この委員会としてどういう議論が出て、どういうふうに固まったのか、というのは反対、賛成という御意見が出て、市民の皆で検討した結果、こういうふうになりましたということが大事であって、誰が何を発言したかということは、これは二の次だと思えるのですよ。全然意味はないとは言いませんけれども、二の次だと思えるので、私も色んな審議会とか色んな会議の座長つとめたりして、まとめた経験がありますけれども、個々の議事録作ったことはないですね。だいたい委員会なり、代表者の会議でこういう意見がありました、そういった結果、検討した結果、こういう風に決まりました、それで私は十分市民に対する説明責任は果たせると思うんです。どうしても市の方でこういう個人名の1人ひとりの発言したものを、つくりたいというのであれば、あってもかまいませんが、構図からいってもそれで私は十分市民に対する説明は果たせると、この委員会としての責任は果たせるという風に思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

(D 委員)

もともと要約をつくるにしても、こういう正確なものがなければできませんよね。だから基本的には効率からいった時にも、当然それを入れてなるわけですから、基本的には全てを公開するというのが私は原則だし、またもとに話を戻しますけれども、そういう形で要約版って I さんがおっしゃったのはこれを読みこなすのが大変だから、版ということだったのでそれについては、例えば委員長がちょっと時間とるかもしれないけれども、最後に今日決まったこととそれから次回話すべき課題ということを、ちょっと 2、3 言でまとめてくださったものを委員長がここで発言されて、それを最後のこの要約みたいなものにされたらいかがなのでしょう。事務局が要約をつくるというよりも、そういう形で委員長が皆の再確認の意味もあって次回こういうことです、今日これとこれに確認しましたねという形でまとめて下さったら、良いかと思うのですが。

(委員長)

それができるかどうかの問題が一つあると思います。能力的な問題ともう一つはこの委員会の性格は、物事を決めていく委員会ということよりは、前回も申し上げましたように、参加条例の案を作成するに当たってたくさんの市民の意見を出すということが、目的だと思っているのです。ですからその中でこういう意見が出ましたということでのまとめは出ますけれども、こう決めました、ああ決めましたという形の流れには……

(D 委員)

済みません、決めましたというのはそういう意味ではなくて、この会議でこうなって、次回そういうテーマになりますよねとか、とにかく流れを簡単に短く確認の意味で、ということですから、1か2か、決めましょうという、そういう意味での、私は決めるという発言ではないので、今おっしゃった、委員長のおっしゃったような事ではありません。

(委員長)

この件について。

(J 委員)

私は要約という言葉でちょっとひっかかる気持ちがあるのは、やはり会議の中で要約ということになると、これは第1回目で申し上げましたけれどもいわゆる、この会の意見というものがどのように集約されていくのか、極めて重い考え方というのがまた出てくるのではないかと思うのです。したがって集約そのものがこれでいいのかということがまた必要になってきますし、そのこと自体を事務局に委ねるとするのは、これは会としては極めていかななものかという気持ちにもなる部分がありますね。したがって私は、ざっくりばらんにここでは先ほどDさんがおっしゃっていただいた、いろんな立場の方が集まって条例づくり、条例の中身にどんなものを盛り込んだら良いかということ、意見を出しあっていくという会議であれば、その趣旨に則れば、やはりもともとそういうところから出てきた意見というのがたくさん出てくる、その中で良い内容というものに意見として提言できるものが出来てくるのではないか、そういう考え方を持っていますから、あえて要約はあまり重きを置かない方が良いのではないかという思いが強いですね。

もう1点は、最後に事務局の労務を考えると、やはりあまり必要もないのではないかと。以上です。

(I 委員)

これちょっと一緒にしていいかわからないのですけれども、私なんか会社かなんかで毎日会議なんかやっているのですけれども、やっぱりボイスレコーダーでとったりもせずに、いいか悪いかどうかわかりませんが、会議の中で決まっていたものを全部ホワイトボードに書き出してこの件に関してはこうするとか、この件に関してはどうするとか、この件に関してはいついつまでにやるとか、そういう風なものをやって、それで議事録を1枚つくって次回もその議事録を見ながら決まったことと課題はどうしていくという形で進めているので、私個人的にはそのレベルでいいのかなと思うところもあるのですけれども、ただこういう行政ですとかそういうことに関してやっぱり1字1句残すのが必要なのかというのは、私も分かりか

ねるところはあるので、どちらかというところ Eさんと同じような形でそれでもいいのかなということ、性質がちょっと違うのかなという思いが2つあって、その辺は今まで審議会等もやられていた方の意見も聞きたいのですけれども……

(E 委員)

ちょっと、議事録というのは何の為に作るのですか。原点である議事録は何の為に作る、そこが分かれば答えはおのずから出てくるのではないですか。

(I 委員)

やっぱりこの内容は多分市民の皆さんに見て頂く、傍聴していただく……

(E 委員)

ここが何の為に作るかというところからいうと、先ほど申し上げたとおり誰が何をいったかということが問題ではなくて、会として何か決めるわけですから、自治基本条例とか盛り込む事項を決めるとか、決めながらですが、ではどういう点が全体でこういう風に決まったのかということ、過程を調査するのがわかれば十分に私は委員会の役目を果たすのではないかと、どうせこの全体の作ったもの、プラスで作ればいいのですから、それは否定はしません。いらないとは言いませんけれども、どちらかといったら Iさんのおっしゃるように民間の企業は皆そんなスタイルです。

(J 委員)

そういう風に決められると困るのですが、私は民間の人間ですけれども議事録というのは非常に重要なのです。少なくともやはりそこに書かれているものが、間違いがあってはいけないという内容だということについての後々やっぱり証拠になりますし、ここでそのことを私申し上げる気はないのですけれども、若干、議事録そのものがなぜ重要かと、今おっしゃられたように市民の皆さんがどんな話をされているのか、このことはやっぱり広く知っていかなければ

ならないと思うのです。あまり議事録だけを目の前において考えてみますと、それは会議のメンバーだけの問題じゃないかと。これは企業なんかもそうです。実際に取り締役会とか経営会議というのは非常に重要な内容として残しておくわけですから、それについても1字1句どんなことを自分が言ったか、正しく反映されているかどうか非常に重要な問題になってくると。今そのことを必要としているのではないと思っていますから、あくまでも、意見がどのようにどんな意見が出されたのかということ、市民の多くの方にメディアを通じてそういったもので知らせて頂くということが重要なので議事録は取りましょうと。ただ1点これから審議で決めていただくと思いますけれども、若干ここで話していることが口述といいますか、実際に私自身も皆さんのためにわかりやすくお話ししようというような表現を使うと、逆にあとで記事や文章になってしまいますと、非常に読みづらい、何言っているのかわからないということがありますので、その辺は若干修正させて頂く、その辺の裏合わせは頂きたいと思うのですけれども。できるだけそういった意味での議事録というのは事務局の労働が過剰ではない限りはぜひ必要だという私の意見でございます。

(E 委員)

さっき I さんがおっしゃったように、これホームページ出したって読む人いないと思いますが。

(D 委員)

やはりこれ全部読む人がいないとかいるとかの問題ではないですし、それから実をいいますと私は自治基本条例で市民協議会だったのですけれども、1字1句すごく迅速に出てそれをかなり読んで、結構言葉の端々で重要なニュアンスが含まれていますので、事務局がその要約されたときにここがキーポイントだなと思っても読む人にとってはいろんな部分の最後の読み方がありますので、やはりここで、本来なら皆さんたくさんの方が議論して、たくさんの方が聞いてというのが本来のあり方なのですけれども、それはやむを得ないからということでこういう公募制とか代表制にしてあるわけです

から、それをちょっと会社の議事録の決まったことを皆で会議して深めるといふよりも、議論をすることの、この会議の性質、それから市民参加条例というその本来のあり方からしたときには、やはりどういう風なものがあるか細かくキチッと1字1句それは多少その論旨が不明解であったとしても、そういうものをキチッとさらけ出すということが1番大事な趣旨だと思いますので、発言者の名前も含めてというあれになるのですけれども、そこら辺がやっぱり効率性だけを求めるということの部分とは市民参加条例とか市民参加とは違うと思いますので、その辺の趣旨はやっぱり大事にしていかなければいけないと思うのです。

(C 委員)

私自分の言ったことを文章にしたのを見たのですけれども、言っていることが逆にとられていることがたくさんありまして。確かに雰囲気伝えるのは必要かもしれないですけれども、やっぱり正確に情報を市民の方に公開するほうが私は重要だと思うので、やはりさっきJさんがおっしゃったように、やっぱり事前にちゃんと自分のところをね、ほかの人のところまでといったら越権行為になるからそれはきちんとチェックした上で、公開させてもらいたい。それから名前は私は出さなくてもいいと思いますけれども。私の考えです。

それと要約版は確かに早くわかるためにはそっちのほうがいいと思うのですけれども、これ事務局がつくっちゃうと確かに私は若干問題、そうしたらやっぱり自分たちで作った方がいいのかなとは思いますが。

(H 委員)

この議事録を読んでみてもともと前の立場ですと、自分はここまでののはつくらなくてもいいとは思ったのですけれども、これを読んでみて確かにさっきおっしゃられていたように、これをきちんと読まれる方はあまりいないかなとも思うのですけれども、でも逆にこれをきちんと読んでくる人がいるのであれば、それで例えば自分たちは一応代表で出ているわけですから、その監視されているという意味での戒め的なニュアンスも含めてこういったものも大事だと思う

のと、あとはやっぱり議事録に関して話し合うこともとても大切だと思うのですけれども、議事録のことを話し合うのがこの会の目的ではないではないですか。だからこれをもし事務局の方に委ねるとして、それで事務局の方がここでつくるのか、ここにいる私たち委員会が議事録をつくるというのだったら、簡単なのもいいかもしれないのですけれども、それをまたある違う業者に委ねるとなるとこの会に参加しないからどこが重要で話をしているのかとかテープで聞いただけではたぶんわからないと思うのですよ。だから議事録を任せるというふうにするのであれば、思いっきりこれでこの通りそのままつくってもらってもやっぱりいいのかなと思うのと、やっぱり任せるとしたらもうそれは任せて、ほかのところ議論する時間をさいたほうがいいのかなという風に私は思いました。

(委員長)

テープ起こしは任せますけれども、要約版については、これは任せることではないというのが皆さん共通認識であるのかなと思います。

この議論はあまり時間をとりたくないのですけれども、あと5分でその30分という時間をかけているということになります。これどうしましょうか…。決をとる話でもありませんので。大事なのは先ほどEさんがおっしゃったこの議事録は何の為にという事と、それとこの委員会の役割その中で議事録はどういう役割を果たすんだということが大切なところだろうと思います。現実にごこでの議論といえますか、これは自治基本条例の内容の問題と今回の市民参加条例の検討委員会としての content と、これは求められているものはかなり違うのだろうという風に思います。1番やっぱりこの委員会で大事なものは案を作成するとき、これは市民参加について市民の代表の方がたくさんこういった点の中に入れてほしいというような要素をたくさん出すということが1番の目的だという風に思います。ですからここで私は委員長としてではなく個人のあれからすると、これは流れということはどういったことを検討していくかということ市民の方が理解されれば、それは1番いいことで、市民が何をこと細かく何をというのはDさんがおっしゃるように、片一方では

非常に大事なことですけれども、市民が市民参加について「ああこういう流れでこんなことを議論されている」ということを広くたくさんの方が知っていただくということも大事だろうと思うのです。そのためにはそういう要約版という形というのは非常に助けになるのかなという風に思っておりますけれども。

あと3分間に限ってこの意見を出して頂いて、そこで一旦これは打ち切って次の議題に入りたいと思います。そしてほかの議題を優先したあと、時間があればその議論に戻りますし、なければもう1度この場というより個々にまた皆さんと連絡をとりながら、この件についてのその集約を諮りたいというふうに思います。ということで御意見ありましたら。

(E 委員)

両方つくれば解決するのではないですか。要約版と全部のものをつくると。そうすれば皆の意見は集約されるかも知れないです。

(J 委員)

要約版ということになるとこだわりなんですよね。事務局につくらせるわけにはいかないという部分がでてきます。その問題について1つあります。そこはもう少し皆さんの意見も色々ある様ですが一つだけ先ほどCさんもおっしゃったように、自分の意見については申し訳ありませんけれども、分かりやすい様に修正して頂く、ということはぜひ皆さんに御承認頂きたいなと思います。であれば今回の第1回に出されたような事前に頂ければ、自分の方が修正してお返しすると。その作業さえして頂ければ私は十分だと思っています。

(D 委員)

修正といった時にどのレベルで修正するかというのは、本当にてにをはとかそんなので文章がワーと流れて私なんかひどい文章が流れているのですけれども、それを修正するとなると本当にその発言ではなくなるのです。だから、単語が間違っているとかイエス、ノーが間違っているとか語尾が間違っているとかという風なそういう

レベルで発言の趣旨全体を整った文章にしていく修正というのは、ちょっと加工になってしまうので加工まではちょっと無理かなと。それじゃ議事録の意味がないかと私は思いますけれども。

(J 委員)

おっしゃるとおりです。私は例えば今回皆さん方にお見せしていませんけれども、自分で持ってきているのですけれども、私のやっているのは私の喋り方というのは非常にくどいし、同じことを2度も3度も繰り返すというか、選りすぐっているのですね。これはやっぱり議事録にしても読む方があまりにも見づらいただろうというのでそこは全部赤線で無駄な部分はカットしています。それから「てにをは」でおっしゃられた違いとかその辺は一つのフレーズとして、わかっていただくためには多少の転換はあります。「を」を「へ」にしてみたりですが。それはあります。全く喋っていない、そこに言葉を入れるそういうことはしておりません。そこは今おっしゃられている1つのポイントだと思います。自分がここで発言していない言葉をあえて加筆するならこれは改ざんになるでしょうから。そこまではしていません。

(C 委員)

私の事例でいくとイントネーションで、質問形で言っているのになんかただ言っているようなそんな意味になっているので、そういうのはクエスチョンマークを入れたりとかね……

(委員長)

時間になりましたからこの件はこのへんで打ち切りたいと思いますが、ちょっと2つ申し上げたいことがあります。

1つはやはりここに参加している10人というのはそれぞれ代表であり、それから関心を持って参加した人ですからそれぞれの方が判断して、議事録を変えるという意味は発言者内容を正確に知らせようということで手を加えて頂けるということで、それはもうそれぞれの判断を信頼してやるしかないというふうに私は思っています。

それからもう1つは事務局というのは、我々10人と一緒の仕事

をする方たちなのです。ですからこれは今市役所のほうで事務局はあれしますけれども、この場においては一緒だというふうにお考え頂きたいのです。ですからここでの会議をまとめて頂く、それは事務局の市役所がやっているということではなくて、一体の事務局がそういったことをやって頂くあるいはそれは委員長、副委員長ということで一緒になってやるかもわかりません。そういうことでちょっと御理解いただきたいのですけれども。

(J 委員)

それはどういう意味ですか。

(D 委員)

ちょっと理解できないのですけれども、事務局が一緒というのはすごく理解できないのですが、事務局はそういう事務的なサポートで委員がここで意見を交換するということですから、どういう意味なのかちょっと理解できません。

(委員長)

この10人で進める事を補佐するといいますか、それは極端にいうと私がやるべきことを事務局が委員長という形はできませんけれども、そういうまとめとかそういったものをしていただいて相談してやるということです。

(E 委員)

信頼関係でしょう。まさにこの場が「コラボレーションなのです」というふうな発想にしないと敵対関係で、V S 関係みたいにすると、ちょっと私は違うのではないかなと、そうなって検討していくと。信頼関係でここでまとまったことの内訳はお任せしてもいいのではないのでしょうか。そのくらいの気持ちが欲しいなと思います。

(D 委員)

すみません。敵対関係とかそういうのは全然なくて、この委員会は10人でしたかね、10人の委員で構成されているよということ

で、あと事務局はもちろんそういうサポート、事務的なサポートを
してますけれども、決定権はここで話したことをこうしましょうと
かああしましょうという、決定権は事務局にはないですし、その辺
りは委員長が影ながらそういう形でサポートを貰ったり、委員が影
ながらサポートを貰うことはあるのですけれども、一緒という言葉
にこだわるわけではないのですけれども、その辺は明確にしておか
なければ要綱自体……

(E 委員)

事務局でつくっていただいたものを、委員長と副委員長でみてい
ただいて、それまで……

(D 委員)

手順としての話ならばわかりますけれども、その位置づけとして
の一緒とかそういう部分ではちょっとかなり誤解を与えるような気
がしますので、一緒というのはちょっと意味がわからなかったので、
あくまでもそういう手順で事務局にお願いするというのは私ももち
ろん承知していますし、今までそういう経験もありますので、その
辺は私ももちろん事務局のサポートがなかったらできませんけれど
も、基本的には本当は10人の委員の構成の委員会であるというこ
とだけはちょっと確認しておかないと。

(E 委員)

私は委員長の発言は市役所とこの事務局と我々委員のほうとの関
係は水平であると、上下の関係ではないという風に理解しました。
これに関しては。だから一緒になってやりましょうと。

(D 委員)

だから私も上下であるなんていうことは全然いっていませんので。
役割分担として違うのではないですかということ、申し上げたの
で役割分担の部分で事務局であり、こちらは委員会であるというこ
とでその部分のところですから、上下関係とかそういうことをい
っているのではなくて、役割分担を明確にしていけないといけない

のではないですかということをお願いしました。

(J 委員)

私も、どちらかというとい今その方に近い気持ちを持っていますね。何故かと言いますと市役所の立場、役割ということは決して無視するわけにはいきませんし、ただ我々はここでもって参加条例の3をつくるとか、そういったものをつくるのではなくして内容についての意見を出し合うという場ですよね。したがって実際にこの後に市当局も恐らく相当真剣にそういった様な参加条例等をどの様に作っていくのかというそういったものは当然、あるでしょうから今の段階はおっしゃられたように、別に10という数にこだわる気はないのですけれども、このレベルならこのレベルで一つの話し合いをしていくというこの姿はやはり調整して頂きたいという気持ちはあります。だから私もちょっと委員長が今おっしゃった最初に一体だと言われたのは、会自体そのものを運営していくのはもちろんおっしゃるとおり、一体であり、当然同じ認識なのですが、意見そのものをやはりこの10人がそれぞれ持ち寄った意見というものの中で形成していった方が良くはないかと思えます。

(委員長)

もちろんです。意見は10人の意見です。事務局の意見というのは、運営上の意見というものはあってもですが……

(J 委員)

それで要約ということについて事務局の要約ということになりますと、失礼な言い方ですけれどもそれはお上たちの要約でしょうし、正しいかもしれませんけれども、ただ恐らくここでの10人のメンバーの気持ちがどこまで斟酌されたかどうか、ここはある意味で申し上げるならば委員長、副委員長が今日のこの議論の中ではこういう要約をしないと。Dさんがこういう要約ですとおっしゃったことに対して、ほぼそこにはあまり異論が出てこないのではないかと思いますけれども。

(委員長)

それはちょっと私のほうで言葉足らずでしたけれども、何と申しますか、事務局が要約をまとめてそれをそのまま発表するものを、任せるということではないのですね。議論の流れ、先ほど委員長とありましたけれども、私はもうこの場をとにかく時間の中でいい形であれするのに一生懸命ですから、それを最後にまとめて、少しそのまとめたものを出せといわれてもちょっとそこまで手が回らないだろうというようなことがありますから、そういったものは事務局でまとめていただいたものを、それを今度はその中身で間違っていないかどうかというチェックは当然しながらです。それを出していくというそういう風なことを考えたということがあるのです。

(I 委員)

つくった要約のこれもつくっていただくのは事務局の方につくって頂いて、それに対しての責任はこの10人でとればよいと思うので、そういうところがもう委員長のほうで任せるものは任せていただいて、いいとは思っています。

(委員長)

あくまでも決めるのはこの10人の場だということは全く変わってないということですね。Gさん何か。

(G 委員)

それでいいと思います。事務をやりながらいろんな記録をしながら会を運営していくというのは、すごく大変ですのでやっぱり最後のときに事務局が作って下さったものを最後見て頂いて、検証して頂いてそれをもとに出すという形を今ちょっと副委員長にやっただけであれば、この会の状況は分かると思いますので、それでよろしいのではないのでしょうか。このことだけにすごく議論していて肝心の話が、私こういう委員会のあれは分からないのですけれども、目的がなかなか行かないなというのがすごく思いますので、そういう形で信頼をしてお任せしてつくっていただいたものをちゃんと検討していただいて表に出すという形で間違いのないという風に判断して

頂いて、出して頂いたら私たちは選んだ委員長と副委員長ですので、そこは責任をお任せしていいように思います。

(委員長)

この件に関してはちょっとこれで打ち切りますが、ここで結論を出すということではなくて、今度事務局のほうでもこの議事録の流れをちょっと変えたこともありますし、今回第1回目の修正が入ったものがまた手を入れた後、皆さんにお配りして頂く形になります。それはもう公開になります。公開ということでそれぞれ御覧いただくという形になります。そういう片一方の現実の動きをみながらこのことについて、また発言の場をつくっていきたいと思いますが、今日のところは議事録は今の形で出すと同時にその要約といったものについてこれをまずたたき台というより要約を今回のものを要約としてどう出すかということについては、まず出してみると。それを皆さんまたあと判断いただくというような形にしたいと思います。

少し熱くなっていますので実はこの場に今日、昨日を成年、成人式を迎えられた3名の方がいらっしゃいます。

成人式を迎えた3人（委員2名・インターンシップ1名）を祝い感想と抱負を話してもらう

(委員長)

はい、ありがとうございます。流山市のいろんな委員会、審議会もぜひこういう若い人たちが参加することになっていけばいいなと思います。

では、続きまして前回グランドルールについて一応決めようというようなことで私のほうで、たたき台を、たたき台といってもあれですが、とりあえず3つほどですね。

こういったことをちょっと考えてきました。これ以外のあるいはこれの是非も含めて、皆さん御意見ありましたら。こういったことも入れたほうがいいのではないかなどです。

市民参加条例検討委員会としてのグランドルール

- 1 人の話はさげざらない。
- 2 発言は簡潔に
- 3 時間厳守

(E 委員)

ちょっといいですか。私も考えてきたのですが、発言の公平性というか皆ができるだけ多く発言するみたいなね、なんかこれは心構えでいいのかどうかわかりませんが、そういうことも1つあるのではないかな。

それからもう一つは採決をするのか、しないのかも含めたその採決の問題ですね。一応この委員会として最終的にこうするとかいう採決の問題ですね、決める問題ですね。

それからもう一つあるのですが、検討審議の方法で前回1番最初にとったのはどなたかが発言されていますが、いつも全体ラインでやるのかあるいは何かテーマを2つにわけて分科会みたいな方式でやるのかみたいなその方式の検討ですね。その辺をまた決めたほうがいいのかなと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。他に。ございませんか。

(C 委員)

済みません、時間厳守とはどういったことですか。3分間に限るとかそういう意味ですか。

(委員長)

それは、発言は簡潔に言う方の3分間の方法ですけれども、時間厳守は、会議全体の時間はやはり皆さんそれぞれお忙しいですから。決められた2時間ということは極力守りたいなど。それをもし越すような場合はその都度御了解いただいてという進め方にしたいなど

思っています。

では、これはもうこのあれは皆さんで議論することもないので、今 E さんがおっしゃった発言の公平性とその採決をどうするかと。これは、採決はどんなものがあるのだというようなこともちょっと想定しながら考えなきゃいけないかなと思います。それからすすめ方、方式の問題です。これについてはこの議論が今日の市民参加について話をしていく中で、どういうグループが必要だろうかというのがみえてくるとと思います。まだちょっと中身はみえないので、グループワークですか全体でやるかというのはちょっとまだ早いのかなという気がします。それは当然今までもお話しましたがけれども、想定しながら進めていきたいと思います。

では、グラドルール、あとこれもあったよということであれば、お伝えいただければ次回はこれにするといった形にしたいなと思います。

それではちょっと5分ほど休憩を入れたあとで、市民参加ということについて話し合いをしていきたいと思います。では、今が18分くらいですから、25分、10時25分から市民参加について話し合いをしていただきます。

(委員長)

それでは、時間となりましたので再開したいと思います。やっと第3回目市民参加ということについて、話をすすめたいと思います。市民参加という言葉についてフリーに発言してもらおうかと思うのですが、それだとあまりにもこう広いというのですか、とりとめなくなるかなというようなことで、実は C さんがほかの事例あるいは流山市について、ちょっとメモをつくっていただいておりますので、これをちょっと御覧いただいて。では、C さんちょっと。

(C 委員)

ちょっといろいろ勉強しているので、勉強の成果でもないのですが、ちょっと簡単にメモにまとめてきましたので、参考資料として見てください。これ以外にもたくさんあると思います。今ほかの市の市民参加条例も今調べていますけれども、恐らく市民参加

条例各市で定義がいろいろあると思いますけれども、その中で今日は市民参加ということがメインテーマだと聞きましたので、一応ものの本、こういう本があるのですね。「新説市民参加」とかいう本を買いました。2340円。佐藤徹さんだとか、そういう人とかそれから「市民参加条例をつくろう」という本がありますので、そこから引っ張ったのが1番最初に書いてある「市民参加とは市民が地域的公共課題の解決に向けて、行政や社会等に対して何らかの影響を与えようとする行為である。」というちょっと広くとらえています。一般的にはほかの市の市民参加条例を見ますと、例えばその下のほうに和光市の市民参加条例がありますけれども、「市民参加とは、市民が市政に関して意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいいます。」一般的にどうも市民参加条例、これからほかの市の市民参加条例調べますけれども、行政参加の分野にとどまっているような感じはします。その下に駒ヶ根市の市民参加と協働のまちづくり推進指針、実際これは駒ヶ根市のまちづくり条例の中に市民参加とは市が行う主要な計画の策定、事業の実施等に対し市民等が主体的に参加、流山市は自治基本条例参加とはとかそういうことで一応、政策の立案、実施、評価の段階まで参加ということがありますので、そういう形と。あとは下はちょっと参考に。

次のページ、裏ですけれども、これがちょっと私が前々から考えていた前回の関谷先生のお話でもお話があったと思いますけれども、一応物の本を見ますと、参加の対象として行政参加、行政参加というのはその下にコメントが書いてあります。それから議会参加、コミュニティ参加それからNPO参加、自治、市民活動参加という一応4つ。私が勝手に司法参加とか、近隣行政参加とか、県政参加と国政参加等入れておりますけれども、ちょっと県政参加とか国政参加は今回案件にならないかなと。近隣行政参加もですね。司法参加というのは、御存知のように一般的に地方自治体には働いてないのですけれども、私の考えでは部分的にはそういう機能もあるのかなという個人的な思い。だからそこまで入れるかどうかはまた今後の問題です。一応対象エリアとか主体とかそれから問題解決の過程として、一般的に **Plan・Do・Check・Action** というのがありますけれども、その前に先生もおっしゃったように、問題発見とか要望提

案というのを入れています。おのこの行政参加とか議会参加それがどの過程、問題解決のどの過程に市民が参加していくかとちょっとマトリックス表みたいなものをつくりまして、今そこに数字が入っていますね。21とか22とか。これは下にちょっと行政が用いる市民参加手法と1番アンケートとか2番ヒアリングとか市政モニターとか、そういういろんな形で、今ちょっと調べている最中なのでこれは途中経過で見えていただきたいのです。流山市が現実に行行政参加の中で、問題解決の過程でどういう手法を使っているか、どういう市民参加をしているかというのを今調べています。実際に課長の仕事とか、部長の仕事とかそういうところにいろいろ書いてありますので、パブコメやるとかですね、それで今表をつくっています。だから今日はそこまではいかないと思うのですけれども、市民参加がこういう参加対象からみた類型と、問題解決の過程でどこを対象にするのかということが、市民参加を具体的にみて、言葉で定義するのはいろいろあると思うのですけれども、具体的にみてこれで参考になるかなと思ってつくって来ました。ここで1つ私が思った議会参加というのは議会基本条例というものがありますので、結局そちらの、これは今度政党の制度のあり方の問題がありますので、今日の議論にはならないと思えますけれども、自治基本条例と議会基本条例と市民参加条例、はたまた協働の条例つくるのかわかりませんが、そういう市民投票条例とかその制度設計がどうなるかというのもちょっと興味ありますけれども、ちょっと今日はそこはやめます。あと下には市民参加の類型ということで1つどういう段階で市民参加条例のレベルがあがっていくのかといういろんなモデルがあります。これは参考です。これをまた議論していろんな問題がありますので、一応参考までにこういう資料を、議論のたたき台になればいいかなという思いでつくって来ました。御参考までに説明しました。

(委員長)

ありがとうございます。これはCさんが今回なにか参考になればということでまとめたものですから、これにこだわらずに市民参加というものについて1つの考え方までいってませんが、現状まと

めたということで参考にしながらあるいはこれと離れて、なにか市民参加について御意見ございましたら。

(E 委員)

私は参加についてのことを考えてはいるのですけれども、具体的な結論に入る前に1つ確認したいことがあります。今までの中でもちらちらと出てきて私もあれと思ったところがあるのですけれども、当委員会の役割をもう一度具体的にちょっと確認したほうがいいと思うのですね。おのおのの何かイメージは持っていて、私もそうなのですが、ここでは例えば参加条例に織り込む事項を検討して、提案すると。いうことなのですが、もうちょっと具体的に言うと例えば参加条例という1目的とかね、2要綱の定義とか3基本原則とか4市民の責務とか市の責務とかね、こういった条文ですか、いくつかに分かれているのがあると思うのですが、そういう項目を検討してぜひこれは入れるべきであるとか、というようなことでいくのではないかと思うのですが。その確認をしたい事。

それからもう1つはその事項の中身ですね。例えば参加の対象と非対象なんて項目がもしあったとすれば、もう少し具体的に言わないとわかりませんね、その中身も出して、意味も出して、その辺をちょっと具体的にみえてないので、台本的にはわかるのですがちょっとその辺を確認したいなど。同じ共通の情報で共有化していかないと、同じレベルでないと、話が食い違ってもいけないと思いますので。同じ方から同じ内容を聞く事になりますので

(委員長)

わかりました。今 E さんから提案されたものは非常に大事な問題だと思いますので、この委員会の役割、それについてもう一度事務局のほうからこの今回のこの委員会の今 E さんからお話のあった役割について、どういうことを期待して委員会をすることになったのかということでもちょっとお話をいただけますか。

(倉田コミュニティ課長)

今 E さんから言われたように、私どもで委員会にお願いしたいの

は、条例の中に盛り込む情報について皆さん方からいろんな御意見を伺いたいと考えております。それを提言としてまとめていただいたものを私どもで素案として今後条例をつくっていく、その内容につきまして今 E さんから言われましたように、項目をまず決めることから、それは委員会の中で決めていただければ私どもはあくまでも条例の中にまずこれだけは入れてほしい、もしくはこれとこれとこれとという形ですね、具体的にということですので今回委員会にお願いいたしまして、その運営については当然委員会にお任せしてありますので、それを大変申し訳ないのですけれども、冒頭委員長が言われた秋、あるいは夏ごろまでに提言としてまとめていただきたいということです。以上です。

(委員長)

項目が出ましたが当然この参加条例の性格といいますか、その考え方についてのこの委員会を考えて、こういう方向でという提案ということですのでよろしいですね。今の説明で E さんよろしいですか。ほかに御意見。確認も含めてございませんか。

(委員長)

それとちょっと遅れましたが、傍聴が 1 名参加していただいています。(途中参加)

(E 委員)

もうこれから具体的な事項に入っていくのですか。

(委員長)

ええ。

(E 委員)

その前に質問。ちょっと基本的な事項を決めて、基本方針この会としては基本コンセプトを決めておく必要があるのではないかと。私もですから市民参加条例のまちづくり条例のことがあるのを、各市のものをネットで調べて、いくつかは目にしているのですけれど

も、だいたいどこも右へならえでだいたい同じなのですよね。大雑把に言えばだいたい同じ。それではわかりませんから、せっかくこのようにメンバーが集まって流山市らしいなにか独創的なオリジナリティの入った参加条例ができないかなという希望がありまして、一応その基本事項としてほかの行政がおやりになったような地方自治体と同じような項目があるとしても意味としてはわかるのですけれども、そこだけきちんとおさえておくと。それが基本です。それにできれば私はいくつかの流山らしいそれもまた市民にとっても行政にとってもいいというような、ことをいくつか考えてみますので流山らしい独自の条項を盛り込むという2点を、基本的なことをきちんとおさえる、それからもう1つは流山らしい独自の情勢を条例をつくっていく、この2つを基本的な会の方針としたらいかがでしょうという提案です。

(委員長)

今の提案ですが、基本をおさえると。そしてさらに流山らしい独自の市民参加条例にしていくと。

(J 委員)

今のお考えについて私も異論はございませんけれども、ただその位置づけがあまりむき出した、基本事項はおさえるというふうにおっしゃられた、基本事項は基本事項として私もいくつかの市のものを比較してみたのですけれども、だいたい骨格は一緒ですから、ですから私はそこに沿って E さんがおっしゃられた、その中身としてその流山市独自のやはりこの環境を含めた、そういったものから入れたものがぜひという発想を持っていました。ですから一緒のことを考えられたのかなというふうに思いました。その辺はあえて今わかりやすく流山市、流山らしい独自の条項をつくと、いうことについては私も賛成しております。

(D 委員)

私も概ね賛成ですけれども、ただ結果的にそれが流山らしくなるのか、それとも意外と共通だったりするのかということで、流山ら

しいという部分が結果論であって、それだけを目指しても基本的なことたぶんこのメンバーで基本のところじっくりとしていくうちに、視点がそれなりの視点になっていくのかなとも思うのです。最初に先生がおっしゃられた、例えば参加の方法を3つ、4つ盛り込んでいくとかそういう中でも非常に参加の方法とか、制度だけでもそこに今度新しい世代の人たちの声が出ていったりするということなので、必ずしも大きな問題ではなくてもいろんな視点の中で、結果的に出てくるのなどは思うのですけれども。

(G 委員)

よろしいですか。興味を持ってもらえるというか皆市民の人が申し訳ないのですけれども、自治基本条例の内容を知っている人は私のまわりにはあまりいませんでした。だいたいそれをあるということすら、「え、なに。」という状況でしたので、せっかくだからにはやはり皆が、市民に参加をしてもらいたいという目的ですので、そういうところも注意をおいていただきたいなと思います。形にだけならないようにしていただきたいと1番思います。私は。

(委員長)

ありがとうございます。

(C 委員)

いいですか。結局ほかの市の条例を見てると、行政に参加していくというそして行政の参加手続きばかり書いてあるものもあるので、本当は自治基本条例の精神からいくと市民が主体となって、自治をすすめていくという観点で考えていけないといけないので、それが今後恐らくどんどんすすんでいくと思うのです。そういう観点で流山、それが流山らしさに私はなると思うので、結局市民自治をすすめるというにはいかにしたらいいか、さっきおっしゃったように皆さんあまり知らない。そういう参加する環境を整えていくこともちょっと触れていくとかね、そういうことを考えていけば結局はやっぱり市民が動かないといくら参加条例をつくらせていけないと思うので、そういうところも考慮していききたいなと私は思います。

(G 委員)

どうしたい、まちをつくりたいか市をつくりたいかということが、皆の意見が盛り込まれないと興味というものは沸いてこないような気がします。

(C 委員)

それで私はこの行政参加だけではなくて、もうちょっと広げた参加ということをしてできれば織り込んでいただきたいなというのが私の意見です。ただそこで議会参加というのはちょっと気になっていますけれども。

(I 委員)

私も同じでこの C さんにつくっていただいたこのメモを見て、この中の項目で行政参加、議会参加、コミュニティ参加、市民活動の N P O 参加とあるのですけれども、個人的にはこの場で話し合うのはこれ全部話し合わないといけないと思うのですけれども、この行政参加で特に行政アプローチ型というふうに書いてある、行政が市民に参加を呼びかけて、市民がこれに応じるというところと、あとその市民アプローチの行政からの呼びかけがなく、市民側から行政に意見を出しやすいものにするということが、こういった行政参加のところを結構やっぱり時間をおさえて、深く話をしていければそのあとの議会参加、コミュニティ参加、N P O というふうにつながっていくのかなというふうにはちょっと思います。

(D 委員)

私もだいたいそういうことなのですけれども、基本の場合は基本はやはり流山市自治基本条例の中にも書かれているように、行政に参加していくというその参加のあり方がどういう参加であるかということで、審議会だけではないよというところでそこが 1 番基本なので、あとその議会参加をどうするかという自治基本条例では議会も参加というふうに書いてあるのです。なかなか議会のほうは議会基本条例の中で市民参加を諮るというようなこともあるので、そこ

はどういう風に踏み込めるかというか、踏み込みたいかどうするかというところで、あとコミュニティ参加とかNPOとかそういう市民参加というのは、それは条例の中でうたうのではなくて、制度保障していくことによってコミュニティが元気になったり、いろんな方が参加することによってということになるので、やはり行政参加いわゆる参加の権利としてのそこをきちっと明確に最初に骨格でとらえていかなければ、いけないのではないかと思います。

(J 委員)

私の理解で申し上げますと Cさんのここに今、具体的にこういうようにいただいた労作を拝見して私は、行政参加に集中しすぎる部分がある意味で市民参加ということをも市民自治というものを意識した中で、もう少し流山らしい独自のものを出せたらいいのではないかと。その呼びかけは私そこは賛同できるということで、たまたまそのときにいろんな意見が出てきたときにそれが恐らく次の議会参加に関わることや、コミュニティ参加に関わるのが市民活動参加に関わることになるのではないかとというたぶん想定のある箱をつくられたのではないかと私は、こう理解したのです。ですからあまりこの Cさんのつくられた箱の中でのものを論じるということではなくて、行政参加を越えたところで市民自治、市民参加というものを出し合いたいということも発言だと思って私はそういう理解で、それはそういう形で論議していくのが非常に重要だなというふうに理解してそういう意味で私は考えています。

(H 委員)

条例に盛り込む内容を考えるというので、先ほども誰かおっしゃられてたのですけれども、市民が参加できる環境を整えられるようなものにしたいというのは、思っているのですけれどもそういうものを考える前に今何が流山市でできていないのかみたいな、課題とか問題を考えてから内容の検討に入ったらスムーズに行くのかなというふうに思いました。

(D 委員)

それに関連してちょっと事務局というより行政のほうから、今1番最初の人に審議会の参加状況だけはいただいたのですけれども、現実にCさんが今後調査されるということですのでけれども、今行政のほうでとらえている流山の市民参加とそれから今後の課題みたいなものですか、例えば審議委員審議会に参加してもかたよるとかそういう課題みたいなものを、行政側からとらえてどうなのかというのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

(委員長)

その答えは。

(倉田コミュニティ課長)

今わかっている範囲でお答えさせていただきますと、審議会の課題は、まず女性の委員の構成割合ですね、これを一応決めてあるのですが、女性の委員の公募をしても応募がないとかその委員の割合数的には審議会の指針に合った数字的なもので今現在になっていない、という1つ課題。

あと審議会の公募状況は、やはり若い方の応募も少ない、というような状況です。

(委員長)

はい、今Dさんから……

(C委員)

補足致しますと。染谷部長の部局の仕事の目標の中間報告を見ますと……

(委員長)

ちょっと待ってください。自治基本条例ができて、市民参加の形をこれから新しいものをつくっていこうという議論をすすめていくわけですけれども、現状をとにかく変えようということが前提としてありますので、現在の審議会に男性が何人、女性が何人とかそういうようなことではなくて、現状を聞いてもしようがないことは

ないのですが、何を言いたいかと言いますと、従来の審議会を含めてそれからパブリックコメント、あるいはタウンミーティングを含めて市民参加の機会というのは全部、行政が政策をすすめるために手続きあるいはアリバイとしてやっていたことがそもそも違うのではないかと、それよりは市民が本当に参加するということは、そういったものではないのではないかというような議論をこの場で話合っていくことなのではないかなというふうに思うのです。何を言いたいかと言いますと、市民参加という言葉はどうとらえるか、従来のその行政のやっていることについて審議会とかタウンミーティングとかそういった延長線上で制度的なものを考える、市民参加もそれはあります。従来は全部そういったものです。でも本当にそこに市民が参加しているのですかと。先ほど G さんがおっしゃったように、関心を持ってそこに参画をしていますかと。そのところが 1 番大きな問題だし、そのために制度づけを含めてどう変えていったらいいかというようなことを考えていくのが、この委員会の役割ではないかと思えますし、それができれば E さんのおっしゃる流山らしさといいますか、ほかではないものが特にできてくるというふうに考えております。

(E 委員)

よくわかります。補足的になるかもわかりませんが、この市民参加条例そのものが原点は自治基本条例なんです。その自治基本条例の基本精神に基本の原則では、市民自治によるまちづくり。自分たちの課題は自分たちでみつけて、行政ともコラボレーションしながら一生懸命解決していこうと、市民によるまちづくりというものが基本精神にあるのです。だからそこがよりどころというのですか、なんか習ったときにそれに照らして是なのか非なのかというような考え方で検討していくといいのではないかなと思います。

(D 委員)

目的は目的というか、市民自治で自分たちのまちのことは、自分たちで考えてつくっていこうというそれは本当に目的なのですけれども、ただその前に行政は行政としてしっかりと権利、権力をもつ

て権力という言い方はちょっとあれですけども、要するに執行権はありますよね。そういう部分でしっかりと行政は執行しているわけですから、その政策立案とか政策の最初の段階から市民がきちんとそこで参加していかなければ、それは市民のものになり得ないわけですからそれを市民の手元に引き寄せるといふところから私は、参加が始まると思っていますから、そのこのところでそういう意味でのその行政の参加、参加というよりも主体的に、なんといいですか、行政にばかり参加するといふのはこうあとから入るのではないかといふけれども、そのこの執行の中にきちっと市民が入っていかなければそれが参加だと思ふので、そこでなければ政策立案、政策形成、政策決定、市民のものにならないといふそこが基本ではないかと私は思っています。それでそのあとでその協働のまちづくりとかいろんなものが出てくるのではないかと思ふので、そのこの部分もしっかりと、そこからスタートしなければ基本の参加といふのはないと思ふますけれども。

(I 委員)

参加のところでちょっとお伺いしたいといふか、今後どうやっていくかといふところだと思ふのですけれども、以前もおっしゃっていただいたのですけれども、関谷先生のほうにも例えばこういう市民参加条例みたいなものをつくったけれど、実は全然機能していないのはこういうことをやったり、こういうことを入れなかったから機能していないみたいなところをちょっともう一度改めてお聞きしたいなといふふうに思っているのですが。結局いろいろ考えたこういう形でほかの行政なんかもつくったけれど、やっぱり機能していないものになっているとか手続きだけの前もさっきおっしゃったように、といふところ例えば気をつけていくところですか、といふのを一度改めてお伺いしたいなといふふうに思っています。

(委員長)

今の質問いいですか。

(関谷先生)

はい、先ほどお話にも出ていましたように、条例いろんな形でできてはいますけれども、なかなかうまく動いていない傾向もあります。なんでそうなってしまっているのかというと、1つはやっぱりまだまだ絵に描いた餅のような状態になっていて、結局その実行可能性というものがその中で十分担保されていないというのが大きな原因だと思います。ですからどのインターネットとかで調べればいろんな条例が出てはきますけれども、安易な結果論的な部分がありますし、なかなか実行可能なものまで踏み込めていないのが現状だというふうに私は認識しています。なんでそうなってしまうのかというと、どこまで参加というものを踏み込んで考えているのかどうかというのがポイントなのです。だからそれこそいろんなお膳立てをして、その上にちょっと意見をいってもらうとかちょっと参加してもらうとかという程度のイメージしか持たれていない場合には、やっぱりそれ以上の動きはなっていないということです。だから条文レベルでもそうなんですけれども、その条文を本当に動かしていく仕掛けというものがその中にどれくらい想定されていたり、組み込まれているかどうかというのが、1番大きなポイントだと思うのです。例えば行政も参加のみならず参画ということをすすめていかなければいけないというのだけれども、では、実際参加するようなプロセスというものを具体的な制度手続きとしてどれくらい明確なものにしているのかというと、そこは結構ぼやかしてあるような条例が意外と多いのです。だから一応参加することは大事だ、参加する権利もある、参加する手法を取り入れていくということころまでは条文になってはいますけれども、結局、では、それを具体的にどうするのかという部分が十分に描かれていない、あるいはそれを住民のレベルであるいは役所なりこういうところも十分なそのコンセンサスというものが具体的なその手続きとか環境整備というものが十分につくられていないところのほうが多しいと思います。ですからその部分を、どれだけ詰めていけるのかなど。だから行政のプロセスとしてはどういうふうに、プロセスということ踏んでいくことが、本当に市民参加になるのかということをやったりこの委員会の中で具体的に考えていく必要があると。そうしないとただこういう場合参加することが大事だということだけをいっているだけでは本

当の意味での参加というのは、広がっていかないそういう意味でのより具体性ということを考えるということが大事になってきます。よくどの自治体でもいわれるのは、参加しないではないか、ということというわけですけれども、それは参加できるような環境が整っていないから市民は関心のもちようもないし、動きもつくりだせないというふうにその部分をさっきの参加の幅というお話もありましたけれども、本当に住民が関心を持つようになるためにはどういう環境が整っていなければいけないのかということ、やっぱり具体的に考えていかないとと思うのです。だから行政参加とかそれ以外の参加とかというカテゴライズをするよりも、本当に多くの住民が関心を持ち得るようになるためには、何が必要なのかということ、それぞれの立場皆さんの中から出して行って、それを最終的には、そういうことを担保するためにこういう制度があったほうがいい、こういう手続きがあったほうがいいよね、というふうに考えていったほうがいいのかなどは思いますね。ですから、そういう本当に参加以前の関心を持ちうるようになるために、今流山市はこういうことが欠けているのか、どういうことがあったほうがいいのかというのをざっくばらんにバーッと出して行って、その中でいろんなものが見えてくるのかなというふうに思いますので、結局はその部分がどの自治体を見てもやっぱり踏み込みが甘いので、絵に描いた餅になってしまうあるいは形式論になってしまうというのが1つの現状だと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

(E 委員)

先ほどあった様に出ているお話なのですが、今先生のほうから言われたように参加条例つくるのはなんらかの形で私はできると思うのです。私もいろんな会議してきましたけれども、会・議会の中でわかってきたのは流山市だけじゃないとは思いますが、計画とかそういう計画をつくることはすごく有能だし、一生懸命おやりになるのですがその計画がどうも実行されないような、計画をつくるこ

とが目的になってしまっていて、実行されないようなきらいがなんとなくあるのではないかなというちょっとうっすらと今感じがしておりますので、できればこの条例を実現性と推進力をきちんと担保するような仕組みを必ず入れたいです。やっぱりそれはもちろん市民側のほうも責任があるけれども、市側もある程度、市のほうも条例つくったらもう終わりではなくて、どうしてもやらざるを得ない、やると、いう仕組みを実現性、推進力を担保する中で仕組みを入れたいことが1つ。

それからもう1つはこれは先生からの啓発でお分かりだと思いますが、今行政のおやりになっていること、それからそれ以外の地域での解決が必要だけれども、何か問題があったりだとか、あるいはニーズが、新しいニーズが出てくるというその辺を協働で発見する仕組みをまずこれ第一歩ではないかなと思います。先生もおっしゃっているように。この間のPDC Aサイクルにないことですから、この発見する仕組みを何かの形で入れたいと。そうすると先ほどGさんがおっしゃったように皆参加するとおっしゃった市民が参加に関心を持って、参加したいような環境をつくるというようなことにも結びついているし、今、市がほとんど考えられることは市民にむけての吸いあげるシステムというのがいろんなことでおやりになっておりますね、タウンミーティングしかり審議会しかり。だけれども何か宙に浮いているというか、地に足がついていないというか、実行性がないというか、何かアリバイづくりみたいなエクスキューズみたいになっていて、どうも実の成果としてあらわれてこないというようなところがあるので、それをするために今2つ言ったことをぜひ。基本事項ほかにですが。入れていただきたい。

(D 委員)

今の御意見には賛成ですけれども、それはそれとして今、先ほど先生が問題提起されたこの場でちょっと今話し合ったほうがいいということが、その住民が関心ないと今おっしゃった今の流山市も結構そうなんだ、住民が関心をもちいるように何をすればいいのか、何が欠けているのかというものを素朴に話し合うことによって、いろんな仕掛けがうまれてくるということではいろんな若い世代の人

たちもいっぱいいるから、もうそういうふうなことでフリーディスカッションそこのほうのところにテーマを絞って、それでどんどんどんどん、こういかないと最初から、この、こういう風につくっちゃうと、なかなか発言がうまくこないのでそういう風なところで今日はフリーに話してみませんかということで、順番にでもこれはもう順番でもここに何が入っているとか今どう思っているよとか市政に対してとかそういう話をちょっとざっくばらんにしたほうがいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員長)

はい、今の御提案について何か御意見ありますか。

では、ちょっと先ほどの公開講座のコピーをちょっと配っていただけますか。ちょっと今から資料を配ります。これは昨年の秋に江戸川大学で流山市が提案といいますか、公開講座でファシリテーションを6回のシリーズにわたってやりました。そのときに6回目にまとめられた一部です。そこのファシリテーションを学ぶという目的だったのですが、流山市のこれは公開講座ですから、市民の参加とそれから各グループには市役所の方も参加して、今お配りしたものはグループワークとして6回のファシリテーションを通じて、我々はこういうふうに皆が住みたい、ふれ合い、活気のあるやさしいまちづくりをしていくためには現状はこうで、ありたい姿はこうで、自分たちに何ができるかというようなことをまとめたものです。ここに全部ということではない、ごく地域の課題のごく一部ですけれども、こういったような現状こうしたいねというものをその市民自身で考えたということがあるのです。こういったものをやっているときにでは市民参加といいますか、行政と市民との関係はどうあったらいいのかという考える上での参考になるかということで、ちょっとこれお配りしたわけです。

(D 委員)

でももう、ごめんなさい、せっかく出していただいたのですが、これはこれで参考としておいといて今はせっかくいろんな立場の世代や委員さんいるでしょうからもう少しそこら辺先ほどGさんもお

っしゃったように、全然知らないとか何が欠けているかそういうことここから離れて、自由に発言してはいかがでしょうか。再度、提案します。

(委員長)

これお配りしたのは議論が抽象的なもので、すすんでいくと同じことの繰り返しになる可能性があるかなという気がちょっとしたものですから……

(D 委員)

ただ今、第1回目で全く何もないですから、そういうテーマというものは本当に抽象的でいいのではないですか。抽象的だけでもどういう条項を入れるかというよりも今その市政について自分たちがどう思っていて、ここに参加される方は非常に関心があるから参加されたのでしょうかけれども、皆さん、行われていることもまず最初Hさんもいろんな市が行われていること全然知らなかったと。そういうこともあるので、その市政に対する不満じゃなくて今の市政の現状の市民のとらえた今の市政のあり方とか現状とか自分と市政との関係みたいなことを、抽象的でもいいからどんどん出して行ってそれから次回につないだ方がほうが、フリーにしてももらったほうがいいのかと思うのですが、これは結構そういうわりと中身的にはたぶんこういうことに結果的にはこういう話も出るのではないかと思うのですけれども、市政と自分との関係みたいな、ではいかがなのでしょう。

(I 委員)

そうですね、この紙の内容とあとここにあることがあるでしょうし、ざっくばらんに順番に出せばなど。

(委員長)

はい、意見はほかにありませんか。では今Dさんから提案された今皆さんのそれぞれの立場で、何と言いましょうか、感想ではないですが、今考えることをちょっとお話いただくということにしまし

ようか。では、時間あれですから1人1分ということで、時間を決めて1分以内にお話いただくということにしたいと思います。では、Dさん、まずは提案者として。

(D 委員)

いいえ、あの私もう発言の公平性からいって、ちょっと不公平すぎていますから。

(委員長)

これは全員発言していただきますけれども。

(D 委員)

では、あちらからこう。

(委員長)

はい、ではどなたか、では自分からまずその件は話ししようと。

(I 委員)

関谷先生もおっしゃっていただいたところで、1番重要だと思うのはその今Dさんがおっしゃっていた、仕掛けとか関心を持つことだと思うのですけれども、僕が流山に住んで今3年くらいなのですが、やはり関心を持つというところで広報ですとか掲示ですとかそういったところを力を入れていくというか、そういったところをやらざるを得ないというEさんの話じゃないのですけれども、例えば私も詳しくは知らないのですけれども、広報に関して必ずこれくらいの予算を設けるようなことをするとか、そういったことを確実に広報を今まで以上に力を入れて市民の方々に参加を啓発するというかそういった活動を、行っていくというのがまずその関心を持つというところでは重要ではないかなと思います。情報をもっと市から市民に提供するといったところでは。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

(G 委員)

私、今のことに関連しまして自治条例をつくるときはのぼりも立っていて、すごくまちの角々で目にしたのですけれども、実際自治条例ができてから広報にのるあれも少ないのです。やはりできたら終わりになってしまうような感覚を私のまわりは皆受けています。申し訳ないのですけれども。関心がないのではなくて、流山のまちは住みやすいまちという意識はあるのですけれども、この条例自体を聞いてみても1人だけでした。知っているのが。ちょっとさみしいなと思いますけれども、それほどちょっと遠い存在になっているような気がします。だから先ほど広報といわれたように、毎度どっかに広報にそういうことの関心を持ってもらう欄をつくるとかしていただいたらいいと思いますし、それと広報が届いていない家庭はかなりあると思うのですけれども、新聞とってらっしゃらない若い方そういうのは市のほうはどうしてらっしゃるのか。送ってらっしゃるのですか。

(倉田コミュニティ課長)

郵送を御希望される方は郵送、あと公民館等にもおかせていただいていますので、そちらでとっていただくような形になります。

(D 委員)

何パーセントくらいですか。実際に新聞をとっていないというのは。ちょっと把握できにくいから20パーセントくらいですか。2、30パーセントの方がたぶん。

(委員長)

広報という提案がありました。Hさん、こういうふうにまわりましようか。発言ある方は途中で手を挙げて発言してください。では、Hさん、お願いします。

(H 委員)

今広報という話が出ていたのですけれども、現状として若い人で

僕らの世代で広報見ている人は限りなくゼロに近いのではないのかなという現状です。実際。家に届いていてもたぶん目を通さないと思います。あとはWEBで例えばインターネットで公開していても、自分から調べる人はこれもほぼいないというのが現状だと思います。でも、そういう広報とかはあんまり見ないとしても違う、SNSとかなんかもそういうWEBの若い人が主体でやっているのは結構参加するので、若い世代がやっているものを増やして、その若い人たちから発信している情報とかなら結構見てくれる率があがるのではないかなということ、あとはこういう資料でも声かけとかふれ合いとかあると思うのですけれども、こっちからそういうふうに接していこうという姿勢がない限り、若いほうから何かというのはたぶん当分の間ないと思うので、だけどその例えば学校とか大学とかに連携して何かをやればアクションを起こせば返ってくると思うので、何かそういうところから始めていくのがいいかなと思いました。そんなに怖くはない存在だと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ちょっと広報に話が絞られていますけれども、Cさん。

(C委員)

市がそれなりに広報やっているとは思いますが、結局これは発信の側と受け手の側の問題があって、受け手の側って私も自治会の役員をやっているのですが、結構市から行政連絡媒体が来るのですが、あんまり読まないです。正直言うと。結局その人のニーズに合った情報だとおそらく一生懸命読むと思うのです。そういう情報の出し方をしているのか、それとそれがわかりやすく出されているのか、というのはちょっと疑問があります。それから受け手は難しいです。もう強制的に見ろと言っても、やっぱりさっきおっしゃったように、ブログとか何かそういう自分が携帯に情報を送れるとかね、そういうふうにしていくと比較的いいのかなと。いろいろ難しいですけど地道にいろんなことをやっていくよりしようがないのではないですか。あと1つはやっぱり今度の市民参加で

も情報公開というものをどう考えるかというのが1番大きな問題だと思いますけれどもね。それがしっかりしてないと結局これは別に行政に敵対するわけではない、行政の判断で公開基準はどうかとね、そういう問題あると思うので、やっぱり情報公開というのは1つのポイントになるのかなとは思っております。

(D 委員)

はい、私は広報は意外と見ているかなと思うのですが、関心を市政に対して自分のまちとか自分の暮らしとか自分とすごく一体だよ、というそれが持てないことが問題なのかなと思うのですよね。若い人だと。私なんかはうちに息子がいてそれこそ定時制住民みたいなもので、そういう人間がとりあえず税金は払っているのだけれども、というようなときにそのつながりがどういうふうに持てるのかなというのですごく若い人たちに期待をしているのですけれども。そんなところです。

(委員長)

はい、Eさん。

(E 委員)

これは非常に難しい問題なのです。今恐らく市でもいろんな形で広報したり、会議をひらいたり、説明会ひらいたり、いろんなところで住民に知らしめようというか、御努力されているのはよくわかるのですけれども、その反面その説明会なりタウンミーティングなり集まってくる人数というのは、恐らく想定されているようにかなり少ないということもあるので、確かにCさんの今いわれた通り関心があるテーマだと来るのだけれども、普通のものとはなかなか自治基本条例にしても見てくれないというようなことでいろいろ関心を持ってもらうあるいは参加したくなる環境づくりというのは、わかるのだけれども、さてどういうふうになれば効果的なのか、実現できるのかということと、私の今では明快な答えはないです。難しい。ただ1ついえるのは私たちNPOもいろんな行事をやるのですけれども、1番効果的なのはポスティングです。つまり1枚1枚、各家

庭に配布。これ、お金になりますよ。あるいは労力がいらいます。だいたい私の中でですが、1時間で200枚普通の住宅地で200枚です。ですから何千枚何万枚ポストにすると、えらい組織力になり、労力になるということですが、やっぱり汗水流せばそれなりの効果があるということ。

(委員長)

Fさん。

(F委員)

私は流山に住んでいないので、ちょっと野田の話なのですが、私も、私は一応広報くるのでうちの家族全員で一応目を通して、そのあとこれはこうだよねという感じで結構話したりはするのですが、その中で出た不満というかそういうどうするのかなという疑問は、市のほうに向いていかないのです。それを今ちょっとどうしていかないのかなと考えていたら、では、どこに言えばいいのかなというその発信先というのかそういうのが意外とつかめないというのがあって、それでいかないのかなと思ったりするのですが、たぶん各家庭にいろいろ自分の住んでいるところには、不満とかそういうのがあると思うのですが、自分の意見だからもっといいのかなという風な不安になっていかない人とかいると思うので、その人たちが発言しやすいように場をつくれるようにしたらいいのかなと思いました。

(委員長)

はい、Jさん。

(J委員)

私の意見としては少し自分の身近な立場から考え、どうしても自治会活動を基盤に考えてみますと、いわゆるまちづくりの参加について参加ということについては、関心がないと参加者というのは増えないと思うし、関心を持たせるとかどなたかもおっしゃったように一人ひとりのニーズどれだけ大勢のニーズにこたえられるか、

その答えは出ているかと、そういったことがまちの中で話題になってくると、自治会などで話題になってくると、いわゆる市民参加ということの1つの姿が出来上がるのかなというふうに見ているのです。それは何に当てはまるかという生活です。日常生活の中で特に感じるのですけれども、流山市特にその自治会関係をみますと、非常に年配者の方、特に御婦人層が非常に多い。旦那さんがいらっしゃらなくなっている方あるいは旦那さんがもう会社人間でほとんど日中いないとか、そういう御婦人の方々が何を1番関心を持たれているのか、そういったことを1つの例として行政がどれだけそこに関心を持って答えてどんな部分で答えを出しましたよというものを見せてもらう、そういうものがちょっと少なすぎるのではないか。もう1つもう少し大きなとらえ方をすれば例えばかなり共同住宅が多いと、共同住宅1つにしてもこれは市はどこまできちんと行政として、見てるのだろうか。これは共同住宅の人たちを悪者にするとか、共同住宅のオーナーをどうこうというのではなくて、戸建と共同住宅というときにおのずから自分たちの生活環境、身の回りをきれいにしていこう、整備しようという関心度というのは若干違うところもあると思うのです。そういったところで次に伝わってくるのはやっぱり具体的に申し上げれば、ごみの問題、それから道路の区画の問題、古い部分のところは全くほったらかしで市は全然手を入れてくれない。将来の見通し、改善もあるのかどうかもわからない、もう1つは地権者の存在に対して、かなり市は手を出しかねているとそういったことが少なくとも住民の人たちの中で口に上る。そういったことに対してどこまで行政が変えてくれたのだろうかという答えが見えていない。では、市民でもって変えていきましようかとか自治会がそういう問題を広げて、仮に提言するなり要望書を出していくと。その答えはどこまできちんともらっているのかどうか、そういうことが少しずつでも進歩したものがあって回答が出てくる、改善がすすんでいくなればおのずからそこにも先ほど申し上げた冒頭のところにまでもう一度たどり着くことは可能ではないかと1つの理屈かもしれないのですけれども。ぜひそういう実践させていかせたいそんなような仕組みとかあるいはそれをどなたかが申し上げられたようないわゆる実行性、実現性それから推進力を担保

するそういったものが具体的にどういうものなのか、私が申し上げたことごく一部の話ですのでもっともっと発見する必要性というものを出していくべきだと思います。そんなようなことでこの自治会の活動というものを、大事にしていくべきということもあるのではというところが私の感じているところです。

(委員長)

はい、ありがとうございます。Jさんが少し視線を変えてお話いただきましたけれども、ほかの方は広報中心にお話いただきました。それで私も委員長ということを除いて、1委員としてあれます。

私は実は行政コミュニケーションアドバイザーという肩書きを名刺に刷っています。もともと広告屋ですからこういう広報については、知識は一応あるかなと思います。1920年頃に広告界の中でアイドマという言葉アメリカであれしたのです。アイドマというのはAはアテンションズIはインタレスト、Dはデザイナー、Mはメモリー、そしてAはアクションです。つまりものを買うときにも最後の行動購買行動に移るまでには、注意を持って、関心を持って、欲しいなという欲望を持って、そして記憶して買うというものです。つまり市民参加の参加というのは、そういうステップを踏みながら市民は活動に参加するようになる、その仕組み、流れをどう行政というのは後押しするようなことをやっていけるのだろうかというように、考えなければいけないのかなというふうに思うのです。自治会で今町会長やっていますけれども、試しに私は班長会というものかなり意識的に動かすといいますか、皆さんの意見をどんどん出していただく形にしましたら、そこに参加する班長さん、抽選でくじ引きといいますか、順番で回った人たちがどんどん積極的に参加するようになったのです。ですから、そういうこともできるし、そういったことを行政のほうはどのような仕組みをつくるかと同時に自治会をはじめ、市民のほうもそういう場をつくり、変えていくということが必要なのではないかなと思うのですね。これは今までずっと行政はああしたほうがいい、こうしたほうがいい、という知恵を出しながらやってきても結果は出ていないのです。だからはっき

りいえるのは行政だけでは問題解決できないということが私ははっきりいえると思うのです。ですから、そういう住民の意識の変革の中で自分たちもどういったことができるかと。だからそれは広報誌をどう変えるかということだけでは、答えは出ないのではないのかなというふうに思いました。

(D 委員)

済みません、1つだけいい忘れたのですけれども、いいですか。私個人の経験からいったときにまず参加ということで、パブリックコメント募集していますね、いろんな問題で。それ出すのですけれども、結局それはどういう風になっているかという具体的な回答もないままその計画が出て行って、入っているのか、入っていないのかもわからない、つまりレスポンスがない、回答がないというそういう部分のそこら辺はすごくパブリックコメントというせっかく参加の手続きということの開かれたものをやりながら、そのところは非常に市民に不満のところなのです。それは否定されようが、否定されまいがそれはどっちでもいいのだけれども、それに対して全くあとがないというふうな、そういう回答がないというところでちよっと共通するものがあるかなと思ったのですが。

(委員長)

ここままで予定の11時半になったわけですがけれども、今日は市民参加と広報ということで、少し皆さんの御意見いただけたかなと思います。先ほどJさんがお話になった点も含めて、さらに市民参加の内容について今後深めていきたいと思っておりますけれども、今日これだけはちょっと皆で話しておきたいとか、発言しておきたいというのはございますか。

(C 委員)

これでもうしめちゃうのですか。

(委員長)

だからそれにあれがあるからあと何分延ばしたいということであ

れば、延ばしますけれども。

(C 委員)

今後のすすめ方をどう考えましょうか。8月くらいに報告書出すのですよね、月1のミーティングだけでなんかまとまるのかなという、両論提起だったらそれでもかまわないですけれども。さっきの何かワークショップ的な自由に討論する会とか、そこら辺を何か決めていただければありがたいのですけれども。

(委員長)

では、今後のスケジュール、その次回だけではなくて大まかな流れについて今予定していることを、ちょっとお話いただけますか。事務局から。

(事務局・高橋)

2月は第4回になるわけですが、皆様の協力で19日の金曜日午後7時から9時までと変更になりました。ありがとうございます。

それから3月については第3土曜日の20日、第5回検討委員会。

次回から場所が変わりまして、この場所ではなく本庁の庁議室になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(D 委員)

市役所ですね。

(事務局・高橋)

そうです。手狭なので本庁に場所が移ります。

第1回目に今後、第3土曜日の午後7時から9時までということで決定していただいたので、3月までは予定し、先生にも3月までは了解していただいております。

それから4月以降については先生も授業をお持ちだったりいろいろあるので、第3土曜日というのは調整が必要かと伺っております。4月以降についてはとりあえず皆さんが決定した第3土曜日の午後7時から9時まで、場所等は確保してございます。

それから本年度ですが、研修費、旅費を本当に若干ですが、あります。皆さんが行ってみたいという御希望があれば、こちらで調整したいと思っております。

(D 委員)

日帰りですよ。日帰りの行ける範囲ですか。

(倉田コミュニティ課長)

そうですね、日帰りで行ける範囲で。

(C 委員)

市役所の車でしょう。

(倉田コミュニティ課長)

電車か。

(D 委員)

電車のほうが。だってこれくらいだったら電車のほうがいいです。

(事務局・高橋)

関谷先生と事前にお話をしたときに、上越あたりはどうでしょうかというお話がありましたが、上越となると旅費が足りないと思っております。その辺は皆さんで検討していただいて、なんとかしたいと思っております。

(委員長)

これは今後研究部会ですね、グループワークやる中でここに行きたいみたいですね、そういうあれが出てくればまたそれを検討して実施という形になるかと思えます。それでいいですか。

第3土曜日ということで実は3月もそうだったのですけれども、これは一応調整も済んでいるということで、7月17日、9月18日それぞれ3連休の初日の土曜日ということになるのですね。ですからもし都合が悪くなるような場合は早めにおっしゃっていただい

て、今後調整する必要があるかなということを考えています。

今回もできればグループワークのところまでできればいいかなと思ったのですが、ちょっとそこまでいきませんが、今後の予定としては、だいたい7月末から8月くらいからはまとめ作業をして、8月末や、9月始めの提言書、という形にする予定でいきます。

(D 委員)

毎回ちょっと今日は市民参加というものすごく大きな問題で、もう少しテーマというものを具体的な、絞らないと、なかなか話がこうなってこうなってこうなっていくし、例えばワークショップするにしてもそれはそれで結構だと思うのですが、もうちょっとテーマ的なものはやっぱり絞り込んでいかなければ話が煮詰まっていかないかなどは思うのですが。

(委員長)

そのように思いますけれども、今はまだその拡散といいますか、市民参加というものについて次回様子を見て、ひょっとするとその次あたりも……

(D 委員)

だから市民参加でも今回だったら市民参加の現状と課題についてとか、そういう形の少し自分がとらえやすいようなところで現状と課題といったときも、大きい問題でもあるし、ちょっと少し自分のところを引き締めて考えられるという定義な。それくらいのテーマはあったほうが、条項についてどうかではなくて、もうちょっとそういう参加なら参加についてのその中の問題みたいなものを、できるような形のテーマを少し設定したほうがやりやすいのかなと思うのですが。

(I 委員)

今日あった中でいろいろあると思うので、その中でも次回はこれについて話をする、ですとか、そのワークショップをやるのであれ

ば、そのグループワークこれについてちょっと課題とか意見を出してもらおうとか、全く関係なくてもいいのですけれども、次回、今日出た話の中でそういうこと、次はどういう話とかこのことについては先生に意見をいただくとかというものを、ある程度会議の前段階で今日決定しなくてもいいと思うのですけれども、あると考える時間もあるし、スムーズにできるかなと。

(委員長)

では、次回は何をテーマで話をしたらいいと思いますか。

(I 委員)

ここを大きなテーマでいう例えばこの仕掛けだとか、市政に対して関心を持つとかそういう今あがっている大きい項目としてはそうかなと、私は思います。まずその中での若年層へ向けてのアプローチはどうするか、ワークショップの話し合いですとかそのあたりかな、今日出た話だとそうかなというふうに私は思います。

(E 委員)

大きな枠組みとしてあと1回くらいは、こういう先生のおっしゃった関心を持つとか何か大きなテーマを持って、その次の翌月ですから、3月くらいからは具体的にもう3、4、5、6、7ときてるでしょう。それである程度まとめなくてはいけませんので、時間的な制約があるからもう具体的に例えば基本条項の部分の内という、あるいは新たに加える流山市みたいなチームと2つに分けて、ワークショップをやるとか、これは別にやらなくともいいのですが、何かすすめ方をまず具体的なところに入り込んでいく、必要があるのだと思います。

(関谷先生)

委員長、ちょっとひとことだけ。このすすめ方ということでもお話出ていたことでもいいと思うのですけれども、今日素朴に関心が市民参加についてこういうことがうたわれていないとか、関心を持ってもらうためにはこういうことはしたほうがいいな、こういう環

境があったほうがいいのではないかという意見を素朴に出すというのを、もうちょっと徹底させて、これ例えば次回の委員会までに、せっかく時間もあるので例えば委員の皆さんで10個でも20個でも箇条書きでいいからこれを出して、皆さんととりあえず集約して、それをある程度次回皆で交通整備をしてこういうのが出ていた、今日だったら広報が非常に1つの論点として出たわけですがけれども、広報がこういうものだから、地域の問題としてはこういうものだからとか行政のプロセスとしてはこういう問題があるというある程度交通整理を、その皆さんに出してもらったものをいかしながら、資料としてつくる、それを次回委員会でちょっと皆さんで確認をして、そこでだいたいの主な柱としてこの辺になるのかなという確認をして、それに応じて今度ワークショップなり、なんなりという形をつくってできると思うのですよね。ですから次回に向けてちょっと皆さんにとにかくどんどころでもいいから、バーッと出し合ってその上で次回の委員会までに交通整理をした資料をつくっておいて、その上でやってみると今後の流れとしてはいいのかなとは思っていますけれども。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

(C委員)

関心だけに絞ったときに本当の市民参加条例の全体のワークショップのグループ分けができるのかなというちょっと疑問があるのですが。

(関谷先生)

それはある程度見えてきた中でどう深めるかですから、今はまず出てきてそのまずは課題の交通整備という課題整備しながら、今度どこまで深めるかが条例の骨格の話になると思うので。

(C委員)

それはわかります。だから課題の中に関心だけではないと思うの

です。だから関心だけに絞って出すだけで本当に十分かなというちょっと疑問がありますけれども。

(I 委員)

その内容たぶん次回わかる、今度は自治会とのことについてとかなんとか出して行って……

(関谷先生)

だから参加に足りていないことというふうな形にしておいて、関心を持ってもらえないのか、環境がまだあるのか、行政手続き的にもこういうところにまだ問題があるとかそれはもうそういう形でちょっと次回までに日にちを決めて、皆さんが意見を出されるということですかね。

(D 委員)

それでちょっと今のこれでオッケーということで、確認したいということと、あとはワークショップを分ける分けるというふうにならずっと最初からおっしゃっているのですけれども、その辺は全然ちょっと委員の中でも諮られてないし、そういうふうに委員長の方でそういうふうにご検討なさるのかもしれないけれども、ちょっとまだテーマごとに分けるとか分科会するというふうなものは、もうちょっと様子見て、では、どういう方法で議論を深めていったほうがいいのかということをご検討いただきたいと思うのです。最初から分科会つくってワークショップを分科会で分けていくというふうなものが、ストーリーができあがっているような気がするのです。

(委員長)

考えていただきたいというふうではなくて、皆さんと考えていくということですから。

(D 委員)

だからそういうことではないという方法がその中で議論を深めるにはどういう方法がいいのかというところから、考えたいなと思

うのです。なんかテーマごとに分けるよということをおっしゃって
いましたので。

(委員長)

原則、皆さんで考えますけれども、時間との競争という部分もあり
ますから、それは場合によってはもう、つまり今日の始めの議論
みたいなことは、あまり繰り返したくないというのでしょうか、そ
れはもうとにかく8月末に提言書をきちんとつくるということが1
番大事なことですから、それに向けてやっていきたいなと思うので
すけれども。

(G 委員)

ワークショップに1つ私にあるあれに参加しているときに、それ
ぞれ分かれてその日のうちに何分間かそのことについて議論して、
共通の認識にしなければならないので、あとの後半をその両方から
出た問題に対して皆が共通の意見を出し合うということで、1日同
じ共通の課題にしていくということをとっていけば、そんなに無理
ではないのではないかと……

(D 委員)

だからその方法についてはそのときに今決定しなくても、いいの
ではないかということを上申しているので、無理とかいいとかで
はなく、ちょっと決定しないでその次回にこういう全体のとにかく
全体の議論というのは、私大事だと思いますので、そういう部分
からどういう方法がいいのかは、ずっと全体の議論でいくのかどう
するのかということを考えていただきたいなと。ワークショップあり
きとか分科会ありきということではないということで、考えてい
ていただきたいと思うのです。無理とかいいとかではなくて。

(C 委員)

基本的には時間が足りないから何らかの方法で、その1つとして
ワークショップがあるでしょうから、別に形式だとかその通り時間
を考えたほうがいい……

(G 委員)

時間的にとれない。

(I 委員)

でしたら例えばさっきみたいに紙で始めに意見を出すですとか、あと会議の運営に関する事とかに関しては、逆に今日みたいに時間をつくるのではなくて、委員長も何かこういう運営方式でやるというのをバーッと出していただいて、それに対してイエスかノーかくらいでもいいのかなと思うのです。会の時間を決定するですとか議事録に関して、公開するというのはこういうふうにして案を何か出して、その中で、ではこれがいいねと選ぶほうが議論するより早いかなと思います。

(委員長)

そこもまた議論の分かれるところになるのです。

(I 委員)

そうなのですけれども、ある程度はちょっとここで動かしていただかないと、そういう話今日も1時間そういう話になってしまったので。そういうの繰り返しはどうかなと思うのですけれども。

(委員長)

はい、それでは関谷先生から提案がありました、皆さんに宿題といますか、今参加に足りていないという表現がありましたけれども、どういう点があるかこれは最低10ですね、それと恐らくそれにも沢山の意見が出ると思うのですが。それを今日が12日ですが、次回が2月19日ですね。こういうのあまり時間とっても、同じだと思いますからどうしましょうか。20日というのは早いですが。20日までに出していただくと。今日のあれが冷めないうちに考えていただいて。

(D 委員)

1月の20日。

(委員長)

1月20日。それは早いですか。

(D委員)

それはちょっと。

(委員長)

では、今月中。今月末までにその内容について事務局のほうにメール、または文書でお送りいただくと。

2月1日には届くようにしてください。

(委員長)

はい、そういうことで皆さん御協力よろしく申し上げます。

では、今日はこれで終わりとします。どうもありがとうございました。